

アルバム委員選出・アルバム制作に関するガイドライン

1. アルバム委員選出について
 - (1) 基本的にはアルバム制作することを前提として、高3・小6・中3のアルバム委員の選出については、前年度の3月にPTA執行部から一斉メールを送信し、アルバム委員立候補・希望者を募る(アンケート方式とする)。
 - (2) 委員は各クラスにつき2名(基準)とする。アルバム委員の特典を受けられるのは2名のみ。

2. アルバム委員および保護者の役割
 - (1) アルバム委員は他の保護者の協力のもとで、アルバムを企画・制作する。基本的には「コーディネーター(取りまとめ役)」という位置づけであり、必要に応じて保護者全員に協力を要請する。
 - (2) 保護者は写真の依頼、行事等の撮影に関する協力等含めて、アルバム委員をサポートする。
 - (3) アルバム委員以外の保護者は、アルバムの仕上がりや予算の配分について、後から苦情を言わないようにするとともに、アルバム委員に最大限協力し、子どもたちの思い出に残るアルバム作りを目指す。

3. アルバム制作について
 - (1) 当該年度のアルバム委員のハード面(PCカメラ等の機器の所有状況)、ソフト面(写真撮影、web制作編集、写真修正などの)の力量に応じて全保護者の支援・協力を仰ぐ。
 - a. 従来のようにアルバム委員がすべての業務を負担するのではなく、撮影、写真修正棟の個別の業務を得意な保護者に依頼し、協力してもらうことができる。
 - b. 特に、運動会などの撮影については、他学年の保護者の協力も場合に応じて依頼する。
 - (2) 上記(1)の場合でも制作が難しいと判断される場合は、部分的あるいはすべてを外注することも検討することができる。
 - (3) アルバム委員は(1)(2)について制作を決定する前に保護者に通知し、どのような形で制作を進めることができるか確認する。
 - (4) 保護者のマンパワー一面で制作が難しいと判断される場合、また、外注費用が高く制作が難しい(外注費を負担してまで、保護者が制作を希望しない)場合、アルバムを制作しないということも決定できる。
 - (5) 徴収したアルバム費の余剰金が発生した場合は、原則として何らかの形で生徒に還元し、端数はPTAへの寄付金として扱う。
 - (6) Tax Exemption Letter を使用する事で免税での購入が可能。必要に応じて会計2から配布。
尚、Tax Exemption Letterを使用した場合は節税額をPTAが把握する必要がある為、別途利用リスト「Tax Exemption Certificateが使われた皆様へ」に記録が必要。
この書類はTax Exemption Letterと共に配布、年度末にLetterと共に回収する。

4. アルバム委員の特典
 - (1) 学級代表選出前に立候補したアルバム委員は当該年度の学級代表を免除される。また、当該年度の図書当番・児童監督も免除される。
 - (2) アルバム委員は翌年度の学級代表・交通部員の選出において4番くじとなる。
 - (3) 但し、上記3(4):制作を検討したが、検討した結果制作しないこととなった場合(アルバム委員不要となった場合)には、翌年度の学級代表・交通部員の4番くじからは外れ、当該年度の図書当番・児童監督免除もなくなる。

5. PTA執行部の役割
 - (1) PTA執行部は、アルバム委員選出(アンケート実施)を行う。
 - (2) アルバム制作に関する資料を作成・提供する。また、制作に伴う各種サポート(Mixbookでアルバムのひな形を作成する・Mixbookの使い方資料を作成する等)を行う。
 - (3) 写真共有用のGoogle Account をPTA執行部で準備し、使用方法をアルバム委員に伝える。

6. 本ガイドラインについて
 - 本ガイドラインは実情に応じて、PTA執行部が改訂することができる。

以上